

マンション管理会社 の皆様

厚生労働科学研究・研究委員会
委員長 麻布大学教授 早川哲夫

貯水槽水道に関するアンケート調査のお願い

残暑お見舞い申し上げます。

さて、私どもでは、厚生労働省の委託を受けて、マンションに設置されている貯水槽水道（国が定める水道法では、水道部局の管理する水道の本管を通じて送水された浄水をマンション内で一時的に貯留するために貯水槽（地上又は、地下に設置された受水槽と各戸へ給水するために屋上に設置される高置水槽の両方を指します。詳しくは、別紙資料をご参照下さい。）につきまして、その管理状況を調査し、居住者の方々が衛生的な管理を行い、おいしくて安全な水を確保できるよう、管理マニュアルを作成することとしております。

つきましては、マンションでの管理の実情を把握するため、(社)高層住宅管理業協会のご協力をいただき、マンション管理会社の方々を通じて、各管理組合の代表者の方々にアンケート調査をお願いすることといたしました。

ご承知のとおり、わが国の水道は、優れた設備とシステムで形成され、世界に誇れるトップレベルにあります。そして、その普及率もすでに97%を越え、国民生活に不可欠なライフラインとなっています。

しかしながら、マンションなどの貯水槽水道については、マンションの施設の一部であり、マンションの共用施設として、管理組合が管理する施設となっています。以前は、管理が十分行き届かず、カラスやねずみの死骸が入っていたりした事例もあったため、昭和53年に水道法の改正が行われ、受水槽の有効容量が10トン以上の施設については、年1回以上第三者機関による検査を受けることが義務付けられました。10トン以下の小規模の受水槽についても、平成10年の水道法改正で水道部局との契約書の中で、管理の分担を明確化されました。しかし、制度は整備されたものの、実態は、なかなか管理が行き届かず、とりわけ、10トン未満の小規模施設では、全国の約90万施設のうち、検査が行われている比率は、厚生労働省の調査では、僅か3%に過ぎないとされています。

せっかく、水道部局から安全でおいしい水が送られているにもかかわらず、マンションの建物内の水道施設の管理が不十分では、衛生管理上問題が生ずる懸念も指摘されています。

厚生労働省では、このような状況を一日も早く改善する必要があると考え、そのため

の実態把握と、マンション所有者・管理者のためのマニュアル作成を進めることとして
おります。

皆様には、お忙しい中をまことに恐縮に存じますが、どうかこの調査の趣旨をご理解
いただき、貴社が管理業務を受託されているマンションの管理組合役員の方からアンケ
ート調査へのご回答を賜りたく、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、本調査の目的にのみ使用し、他の
目的には一切使用しないことをお約束いたしますので、どうぞご安心の上ご回答いた
だきますようお願い添えいただきたく併せてお願い申し上げます。

また、各管理組合の役員様から回収していただきました調査票につきましては、添付の
封筒にまとめて封入の上、11月15日迄にご投函いただきますようお願い申し上げます。

マンション管理組合役員の皆様へ

厚生労働科学研究・研究委員会
委員長 麻布大学教授 早川哲夫

貯水槽水道に関するアンケート調査のお願い

ようやく秋の気配がやってまいりました。

さて、私どもでは、厚生労働省の委託を受けて、マンションに設置されている貯水槽水道（国が定める水道法では、水道部局の管理する水道の本管を通じて送水された浄水をマンション内で一時的に貯留するために貯水槽（地上又は、地下に設置された受水槽と各戸へ給水するために屋上に設置される高置水槽の両方を指します。詳しくは、別紙資料をご参照下さい。）につきまして、その管理状況を調査し、居住者の方々が衛生的な管理を行い、おいしくて安全な水を確保できるよう、管理マニュアルを作成することとしております。

つきましては、マンションでの管理の実情を把握するため、(社)高層住宅管理業協会のご協力をいただき、マンション管理会社の方々を通じて、各管理組合の代表者の方々にアンケート調査をお願いすることといたしました。

ご承知のとおり、わが国の水道は、優れた設備とシステムで形成され、世界に誇れるトップレベルにあります。そして、その普及率もすでに97%を越え、国民生活に不可欠なライフラインとなっています。

しかしながら、マンションなどの貯水槽水道については、マンションの施設の一部であり、マンションの共用施設として、管理組合が管理する施設となっています。以前は、管理が十分行き届かず、カラスやねずみの死骸が入っていたりした事例もあったため、昭和53年に水道法の改正が行われ、受水槽の有効容量が10トン以上の施設については、年1回以上第三者機関による検査を受けることが義務付けられました。10トン以下の小規模の受水槽についても、平成10年の水道法改正で水道部局との契約書の中で、管理の分担を明確化されました。しかし、制度は整備されたものの、実態は、なかなか管理が行き届かず、とりわけ、10トン未満の小規模施設では、全国の約90万施設のうち、検査が行われている比率は、厚生労働省の調査では、僅か3%に過ぎないとされています。

せっかく、水道部局から安全でおいしい水が送られているにもかかわらず、マンションの建物内の水道施設の管理が不十分では、衛生管理上問題が生ずる懸念も指摘されています。

厚生労働省では、このような状況を一日も早く改善する必要があると考え、そのため

の実態把握と、マンション所有者・管理者のためのマニュアル作成を進めることとして
おります。

皆様方には、何かとお忙しい中をまことに恐縮に存じますが、どうかこの調査の趣旨
をご理解いただき、マンションの管理組合役員の方々から本アンケートにご回答賜りた
く、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、本調査の目的にのみ使用し、他の
目的には一切使用しないことをお約束いたしますので、どうぞご安心の上ご回答いた
だきますようお願い申し上げます。

また、本調査票につきましては、管理業務を受託されている管理会社の方々を通じて回
収させていただきますので、10月末日迄に管理会社の方にお渡しいただきますようお願い
申し上げます。

質問8 管理していない理由は何ですか。

回答 ア. 特に管理しなくても問題ないと思っている。

イ. 管理すべきとの指導を受けていない。

ウ. その他（具体的に： ）

質問9 貯水槽水道の検査を受けていますか。（受けている場合は、頻度をご回答ください。）

回答 ア. 受けている [頻度 a. 年1回以上 b. 数年に1回]

イ. 受けていない

（* 質問9で「受けている」と答えた方は次の質問10にご回答ください。

「受けていない」と答えた方は質問11にご回答ください。）

質問10 検査機関の対応に満足していますか。（満足していない場合は、その理由を回答して下さい。）

回答 ア. 満足している

イ. 満足していない

（* 質問10で「満足していない」と答えた方は次の質問12にご回答ください。）

質問11 検査機関の検査を受けていない理由は何ですか。

回答 ア. 検査しなくても問題がないと思っていた。

イ. 指導を受けていない。

ウ. その他（具体的に： ）

質問12 検査機関の検査に満足していない理由は何ですか

回答 ア. 料金が低い

イ. 説明が不十分

ウ. 適切な改善方法を示してもらっていない

エ. その他（具体的に： ）

質問13 貯水槽水道の掃除を実施していますか。（実施の場合は、回数をご回答ください。）

回答 ア. 実施している [回数 a. 年1回以上 b. 数年に1回]

イ. 実施していない

（* 質問13で「実施している」と答えた方は次の質問14にご回答ください。

「実施していない」と答えた方は、次の質問16にご回答ください。）

質問14 清掃会社の対応に満足していますか。(満足していない場合は、その理由を回答して下さい。)

- 回答 ア. 満足している
イ. 満足していない

(※ 質問14で「満足していない」と答えた方は次の質問15にご回答ください。)

質問15 清掃会社の対応に満足していない理由は何ですか。

- 回答 ア. 料金が高い
イ. 説明が不十分
ウ. きれいになっていない。消毒が不十分
エ. その他 (具体的に:)

質問16 貯水槽の清掃を実施していない理由は何ですか。

- 回答 ア 特に清掃をしなくても問題がないと思っていた
イ 清掃をすべきだという指導を受けていない。
ウ 清掃しなくてもきれいだと思っている
エ その他 (具体的に:)

質問17 上記の他に関連した事柄でお気づきの点がありましたら、ご自由にご記入下さい。

以上でアンケートを終わります。調査にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

なお、このアンケート調査票は、平成17年10月末日までに、本調査票をお持ちいただきました**管理会社の方**にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

またご質問等がございましたら

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6 (財)日本環境衛生センター内
全国給水衛生検査協会 担当：島田までお願い申し上げます。

(Tel: 044-270-4375, Fax: 044-270-4376, E-mail: shimada@kyueikyo.jp)